

# 収入・収益項目

## 応用



当社は、内国法人A社に対し建物を居住用として貸し付けていたが、当課税期間中にA社より事務所用として使用する申し出があったため、即日契約を変更し、事務所用として賃貸することとした。この場合における、契約変更後の期間に係る家賃収入。

(平成25年 税理士試験 類題)

[問題番号129]

関連勘定科目:不動産賃貸収入

課税売上げ

仕入返還等

非課税売上げ

控除過大調整税額

免税売上げ

処理なし

ホームに戻る

1/1

## 収入・収益項目の判定欄について

### 課税売上げ

問題文の項目が、課税標準額に算入される場合（6.3%課税取引となる場合）は『課税売上げ』と記載しています。

### 非課税売上げ

問題文の項目が、消費税を課さないこととされる場合（非課税取引となる場合）は『非課税売上げ』と記載しています。

### 免税売上げ

問題文の項目が、消費税が免除されることとなる場合（免税取引となる場合）は『免税売上げ』と記載しています。

### 仕入返還等

問題文の項目が、法32条「仕入れに係る対価の返還等」の規定の適用を受ける場合は『仕入返還等』と記載しています。

### 控除過大調整税額

問題文の項目が、法39条③「償却債権取立益に係る消費税額」の規定により課税標準額に対する消費税額に加算される場合又は課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない場合は『控除過大調整税額』と記載しています。

### 処理なし

問題文の項目が、消費税の課税の対象外とされる場合（不課税取引となる場合）など、上記のいずれにも該当しない場合には『処理なし』と記載しています。

(※) 判定が「課税売上げ」となる場合は、解説文に簡易課税では第何種事業に該当するのかが記載されています。また、判定が「非課税売上げ」となる場合は、解説文に課税売上割合の算定上分母と分子にいくら算入するのかが記載されています。

## 損益計算書科目

## I 売上高

売上高					
1	基礎	商品を国内の消費者に現金で販売して収受した代金	売上高	[第二種事業] 商品の現金売上は課税売上げとなる。	課税売上げ
2	基礎	商品を国内の事業者に掛で販売した場合の販売代金	売上高	[第一種事業] 商品の掛売上は課税売上げとなる。	課税売上げ
3	基礎	商品を国外に輸出版売して収受した代金  (平成27年 公認会計士試験 類題)	売上高	本邦からの輸出として行われる資産の譲渡は免税取引に該当する。	免税売上げ
4	基礎	当社がドイツで製造した製品を日本国内において他の内国法人に譲渡した代金	売上高	[第三種事業] 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内なので国内取引に該当し、課税取引となる。	課税売上げ
5	基礎	当社が国内で製造した製品をフランスで販売した代金  (平成29年 税理士試験 類題)	売上高	譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外なので、国内取引に該当せず不課税取引となる。	処理なし
6	基礎	学校教育法に規定する教科用図書の販売代金	売上高	学校教育法に規定する教科用図書の販売は非課税取引に該当する。なお、課税売上割合の算定上分母に全額を算入する。	非課税売上げ
7	応用	出版社から仕入れた市販の参考用図書(私立A高校が指定したものを)をA高校の生徒に販売して収受した販売代金	売上高	[第二種事業] 参考書又は問題集等で学校における教育を補助するためのいわゆる補助教材の譲渡については、当該補助教材を学校が指定した場合であっても非課税とはならない。(基通 6-12-3)	課税売上げ

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
8	基礎	車いす(身体障害者用物品に該当する)の販売代金	売上高	身体障害者用物品の譲渡は非課税取引に該当する。なお、課税売上割合の算定上分母に全額を算入する。	非課税売上げ
9	基礎	当社がフィリピンで購入した貨物を保稅地域に陸揚げし、輸入手続を経ずにアメリカの業者(外国法人)に輸出販売して収受した代金  (平成24年 税理士試験 類題)	売上高	保稅地域に陸揚げしていることから当該貨物の譲渡は国内取引に該当し、かつ本邦からの輸出として行われる資産の譲渡に該当することから、輸出取引等に該当する。(基通7-2-3)	免税売上げ
10	基礎	当社がフランスで購入した輸入貨物を保稅地域に陸揚げせずに中国の業者(外国法人)に売却した代金	売上高	保稅地域に陸揚げする前に譲渡していることから国内取引に該当せず、不課税取引となる。	処理なし
11	基礎	当社がアメリカから輸入した商品を保稅地域内において輸入許可を受ける前に内国法人A社に譲渡したことにより取得した売却代金	売上高	輸入許可を受ける前の貨物は外国貨物に該当し、外国貨物の譲渡は輸出取引等に該当する。	免税売上げ
12	発展	小売業を営む当社(輸出品販売場の許可を受けている)が顧客に売り上げた商品の販売代金1万5千円(税抜金額)。なお、当該顧客は居住者であり、翌週に旅行先のロンドンの友人にお土産として贈答するために商品を購入した。  (平成24年 税理士試験 類題)	売上高	海外旅行者(非居住者を除く)が出国に際して携帯する物品の譲渡で一定の要件(輸出品販売場の許可を受け、譲渡対価が1万円(税抜金額)を超えること)を満たすものは、輸出免税の規定を適用する。(基通7-2-20)	免税売上げ
13	応用	当社は外国法人X社の本店に対し自己の製造した製品を輸出販売し、売却代金を取得した。なお、X社は日本国内に本店と同様の事業を行っている支店を有している。	売上高	本邦からの輸出として行われる資産の譲渡に該当し輸出取引等に該当する。外国法人が国内に本店と同様の事業を行っている支店を有している場合、役務の提供については当該国内支店を経由して行ったものとされるが、資産の譲渡についてはこのような取扱いはないことに注意。(基通7-2-17)	免税売上げ

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
14	発展	当社が国内にあるインド大使館に対して自己の製品を販売し、収入した販売代金	売上高	事業者が外国公館等に対して課税資産の譲渡等を行った場合は、租税特別措置法により免税となる。	免税売上げ
15	基礎	当社が保税地域内において内国法人A社から購入した製品(外国貨物)を内国法人B社に譲渡した代金	売上高	外国貨物の譲渡は輸出取引等に該当し、譲渡代金は免税売上げとなる。	免税売上げ
16	基礎	当社(飲食店)は、国内においてカナダ人旅行者に対し店内で飲食物を提供し、飲食代を収受した  (平成28年 税理士試験 類題)	売上高	[第四種事業] 非居住者に対する役務の提供で、国内において直接便益を享受するのは輸出取引等に該当しない。(基通7-2-16)	課税売上げ
17	基礎	商品を内国法人A社(免税事業者に該当する)に販売して収受した販売代金	売上高	[第一種事業] 資産の譲渡の相手方が免税事業者であっても、課税取引に該当する。	課税売上げ
18	応用	当社(調剤薬局)が消費者から収受した医師の処方箋に基づかない調剤薬品の販売代金	売上高	[第三種事業] 社会保険診療等以外の医薬品の譲渡は、非課税取引に該当しない。 なお、調剤薬品は薬局が製造販売するものなので、簡易課税の計算上第三種事業になることに注意。	課税売上げ
19	応用	点字器の売却代金	売上高	点字器は身体障害者用物品に該当するため、非課税とされる。点字器、義肢、盲人安全つえ、義眼、人口咽喉頭、車椅子、電動車椅子、装着式収尿器、ストマ用装具などの厚生労働大臣の指示告示における非課税物品の要件がないものはすべて身体障害者用物品に該当するため、問題文に身体障害者用物品に該当する旨の指示がなくても身体障害者用物品だと判断すること。なお、課税売上割合の算定上分母に全額を算入する。	非課税売上げ

売上高(収入・収益項目)

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
20	応用	当社は内国法人A社の依頼を受け、車いす(身体障害者用物品に該当する)のフレーム部分のパーツを製造し、A社に売却して代金を収受した	売上高	[第三種事業] 身体障害者用物品の部分品については身体障害者用物品に該当せず、非課税とならない。(基通6-10-2)	課税売上げ
21	基礎	当社(学習塾)が受け取る授業料	売上高	[第五種事業] 学習塾が受け取る授業料は学校教育法に規定する教育として行う役務の提供の対価に該当しないため、非課税とならない。 なお、簡易課税の計算上、学習塾は日本標準産業分類の大分類が学習支援業に該当するため、第五種事業に該当することに注意。	課税売上げ
22	基礎	小売業を営む当社が消費者に販売したたばこの代金に含まれるたばこ税に相当する金額	売上高	[第二種事業] たばこ税は資産の譲渡等の対価に含まれる。(国税庁タックスアンサーNo.6313)	課税売上げ
23	基礎	当社(酒造メーカー)が製造・販売している日本酒を1本販売して収受した販売代金のうち、日本酒1本あたりに含まれる酒税に相当する金額	売上高	[第三種事業] 酒税は資産の譲渡等の対価に含まれる。(国税庁タックスアンサーNo.6313)	課税売上げ
24	応用	カナダの取引先X社(外国法人)の名古屋市内の代理店から注文を受け、国内で代金を受領したあとに当社がX社に輸出した商品の売上高  (平成16年 税理士試験 類題)	売上高	当社からX社に商品を輸出しているため、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡として免税取引に該当する。 なお、国内の代理店に商品を引渡し、その代理店がX社に輸出を行った場合は課税売上げになることに注意。	免税売上げ

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
25	応用	<p>当社は中国の仕入先X社(外国法人)から商品を仕入れ、その商品をアメリカの得意先Y社(外国法人)に販売し、Y社の日本支店から売却代金を收受した。なお、商品は中国から日本国内を経由せずにアメリカのY社本店に直接納品された。</p> <p>(平成20年 税理士試験 類題)</p>	売上高	<p>本問のケースはいわゆる三国間貿易である。当社がY社に商品を譲渡した時における商品の所在場所が国外であるため、不課税取引となる。(国税庁タックスアンサーNo.6210)</p>	処理なし
26	応用	<p>当社は内国法人A社に商品の販売を委託しており、A社から收受したA社が当期に消費者に対して販売した商品に係る販売代金</p>	売上高	<p>[第二種事業] 委託販売を行った場合は、商品の販売代金は委託者の側で課税売上げとされる。</p>	課税売上げ
27	応用	<p>当社は内国法人A社に商品を掛けにより販売したが、当課税期間の末日までに販売代金が確定しなかったため、同日の現況による合理的な見積りとして収益に計上した金額</p> <p>(国税庁 質疑応答事例「対価未確定販売に係る資産の譲渡等の時期」類題)</p>	売上高	<p>[第一種事業] 事業者が資産の譲渡等を行った場合において、その資産の譲渡等をした日の属する課税期間の末日までにその対価の額が確定していないときは、同日の現況によりその金額を適正に見積もるものとする。(基通 10-1-20)</p>	課税売上げ
28	応用	<p>当社は前課税期間に内国法人A社に商品を掛けて販売し、売上金額を120万円として見積計上していたが、当課税期間になって販売代金が130万円と確定した。この場合における当初の見積額と確定額との差額10万円。</p>	売上高	<p>[第一種事業] 事業者が資産の譲渡等の金額を見積計上し、その後確定した対価の額が見積額と異なるときは、その差額は、その確定した日の属する課税期間における資産の譲渡等の対価の額に加算し、又は当該対価の額から減算するものとする。(基通 10-1-20)</p>	課税売上げ

売上高(収入・収益項目)

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
29	発展	当社(関税法に規定する保税蔵置場の許可を受けている)が販売する商品を居住者Aに販売した代金。なお、居住者Aは出国者であり、当該商品を渡航先で使用し、帰国の際当該商品を携帯しないことが明らかである。	売上高	関税法の規定により保税蔵置場の許可を受けた者が、その経営する保税地域に該当する店舗で、出国者に対して課税資産の譲渡を行った場合において、当該出国者が帰国若しくは再入国に際して当該課税資産を携帯しないことが明らかなき又は渡航先において当該課税資産を使用若しくは消費をすることが明らかなきは、当該課税資産を当該保税蔵置場の許可を受けた者が輸出するものとして輸出免税等の規定を適用する。 (基通7-2-21)	免税売上げ
30	応用	当社(一般型輸出品物販売場の許可を受けている)が、非居住者であるアメリカ人旅行者からパスポート及び航空券の提示並びに購入者誓約書の提出を受けて、デスクトップパソコンを販売した代金15万円(税抜金額)。なお、当社は購入者誓約書を適切に保存している。	売上高	本問の場合には輸出品物販売場制度の要件を満たしているため、輸出免税等の規定の適用がある。なお、輸出品物販売場制度の要件は次のとおりである。 ①輸出品物販売場の許可を受けていること ②非居住者に対する販売であること ③免税対象物品(通常生活の用に供する物品で、一般物品及び消耗品ごとにそれぞれの購入金額が税抜きで5千円超)であること ④所定の手続(パスポートや船舶観光上陸許可書等の提示、購入記録票の作成、購入者誓約書の受領)で販売していること ⑤購入者誓約書を保存していること	免税売上げ
31	研究	当社が製造した煙草(日本国籍の外航船に積み込む予定である)を内国法人A社に販売した代金 (平成16年 税理士試験 類題)	売上高	日本国籍の外航船に積み込む指定物品(酒類、製造たばこ、船用品、機用品)の譲渡は、租税特別措置法第85条第1項《外航船等に積み込む	免税売上げ



番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
				物品の免税)により免税とされる。なお、外国籍の外航船に積み込むものは指定物品以外ののものであっても輸出取引等に該当する。	
32	研究	当社の商品(外国籍の外航船に積み込む予定である)を内国法人A社に販売した代金  (平成16年 税理士試験 類題)	売上高	外国籍の外航船に積み込む物品の譲渡は、租税特別措置法第85条第1項《外航船等に積み込む物品の免税)に規定する指定物品(酒類、製造たばこ、船用品、機用品)以外のものであっても輸出取引等とされ、免税取引となる。	免税売上げ
33	発展	当社が海軍販売所に物品を譲渡して收受した代金	売上高	海軍販売所及びピー・エックス(アメリカ軍の基地内の売店。post exchangeの綴りの略からP・Xと称される。)に対する物品の譲渡は、租税特別措置法の規定により免税とされる。(基通7-2-19)	免税売上げ
34	基礎	当社が製造した車いす(身体障害者用物品に該当)をアメリカの取引先に輸出販売した代金  (平成30年 公認会計士試験 類題)	売上高	身体障害者用物品の譲渡は非課税取引となる。なお、本邦からの輸出として行われる非課税資産の譲渡に該当するため、非課税資産の輸出等の規定の適用があり、課税売上割合の算定上分母及び分子に全額を算入する。	非課税売上げ
35	応用	麻薬の密輸販売を行う当社がモルヒネを国内の消費者に販売して收受した代金(モルヒネの販売は麻薬及び向精神薬取締法により禁止されている)  (平成27年 公認会計士試験 類題)	売上高	〔第二種事業〕 法律で禁止された取引であっても、本問の麻薬の販売は国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡であるため、国内取引の課税の対象の4要件を満たし、非課税取引・輸出取引等に該当しないことから、課税売上げとなる。	課税売上げ

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
36	発展	<p>内国法人A社がアメリカから輸入した車椅子(身体障害者用物品に該当し、輸入許可を受けていない)を当社が保税地域内に所有する倉庫で保管し、A社から収受した保管料</p>	売上高	<p>外国貨物とは、外国から本邦に到着した貨物で輸入許可を受ける前のものをいうため、課税貨物も非課税貨物も輸入許可を受ける前のものは外国貨物に該当する。したがって、輸入許可を受ける前の身体障害者用物品(非課税貨物)の保管は外国貨物に係る役務の提供として輸出取引等に該当する。</p>	免税売上げ
37	応用	<p>当社は入会金300円でポイントカードを発行しており、売上100円につき1ポイント記録され、会員顧客は次回の買い物の際、1ポイント1円の値引きを受けることができる。この場合における、ポイントカードの入会金収入。なお、この入会金は退会時においても返金されないものである。</p> <p>(平成24年 税理士試験 類題)</p>	売上高	<p>[第五種事業]</p> <p>本問のポイントカードの入会金は退会時において返金されないものであり、課税資産の譲渡等の対価に該当するため課税売上げとなる。</p>	課税売上げ
38	研究	<p>当社が製造した製品を国外の事業者に対して輸出販売して収受した代金。なお、当該金額は、輸出手続きを内国法人A社に依頼してA社名義で輸出した製品に係るものであり、当該輸出に関して当社は輸出申告書等の原本を保存しており、A社において輸出免税制度の適用がない旨の書類を交付するとともにA社において売上げとして認識されないものとして指導している。</p> <p>(国税庁 質疑応答事例「輸出取引に係る輸出免税の適用者」類題)</p>	売上高	<p>当該取引は名義貸しに係る取引であり、実質的に輸出を行っているのは当社であるため、当社において輸出申告書等の原本を保存し、名義人に対して輸出免税制度の適用がない旨の書類を交付するとともに名義人に対して税法上売上げとして認識されないものであることを指導している場合には、名義にかかわらず、実質的な輸出者である当社において輸出免税の規定が適用される。(平成20年 東京地裁判決)</p>	免税売上げ

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
39	応用	<p>遠洋漁業を営む当社が公海上で釣り上げたクロマグロを公海上において外国法人X社に譲渡して收受した代金。なお、公海とは、いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国家の群島水域にも含まれない海のすべての部分をいう。（海洋法に関する国際連合条約第 86 条）</p> <p>（平成24年 税理士試験 類題）</p>	売上高	<p>資産の譲渡が行われる時における資産の所在場所が国内でないため、国内取引に該当せず不課税となる。</p>	処理なし
40	発展	<p>個人事業者が、商品を友人に対して販売した代金</p>	売上高	<p>〔第二種事業〕</p> <p>販売相手が友人であっても、譲渡する資産が事業用のものであるため、事業として対価を得て行われる資産の譲渡等として課税取引に該当する。</p>	課税売上げ
41	応用	<p>当社が開発したソーシャルゲーム（スマートホンアプリ）をインターネットを通じてアメリカの消費者（国内に住所又は居所を有しない）に配信して收受したアプリ販売収入</p>	売上高	<p>インターネット等を通じて対価を得て行われるアプリケーションの配信は電気通信利用役務の提供に該当するため、役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかにより国内取引の判定を行う。したがって、本問の取引は、国外取引に該当し、不課税となる。</p>	処理なし
42	応用	<p>IT 事業を行う当社が、イギリスの得意先X社（ロンドンに本店を有する外国法人）に対してインターネットを通じてクラウド上のデータベースを利用させるサービスを提供し、X社から收受した当該サービスの使用料</p>	売上高	<p>インターネット等を通じて対価を得て行われる顧客にクラウド上のデータベースを利用させるサービスは電気通信利用役務の提供に該当するため、役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかにより国内取引の判定を行う。したがって、本問の取引は、国外取引に該当し、不課税となる。</p>	処理なし

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
43	発展	事業者でない個人が趣味で制作したスマートホンゲームアプリをインターネット上の販売場所に掲載して、国内の消費者に対して配信して収受したアプリ販売収入	売上高	<p>〔第五種事業〕</p> <p>パソコンやスマートホンなどで利用できるゲームソフトなどをインターネット上の販売場所に掲載して販売する行為は、当該ゲームソフト等の利用許諾を複数の者に対して反復・継続して行おうとするものであるため、個人が行うものであっても消費税法上の事業に該当する。また、本問のゲームアプリの配信は電気通信利用役務の提供に該当し、役務の提供を受ける者の住所等が国内であるため国内取引に該当し、課税売上げとなる。</p> <p>なお、簡易課税の計算上、アプリの販売は日本標準産業分類の大分類が情報通信業に該当し、第五種事業となる。</p>	課税売上げ
44	発展	出版業を営む当社が、京都に旅行中のアメリカ人旅行者(国内に住所又は居所を有しない)に対して、インターネットを通じて英語版京都旅行ガイドブックの電子書籍を配信し、販売収入を収受した。	売上高	<p>インターネットを通じて行う電子書籍の配信は電気通信利用役務の提供に該当するため、役務の提供を行う者の住所等が国内にあるかどうかにより国内取引の判定を行う。本問のアメリカ人旅行者は国内に住所又は居所を有しないため、国内取引に該当せず、不課税取引となる。</p>	処理なし
45	発展	当社が、アメリカの得意先(ニューヨークに本店を有する国外事業者)の国内支店(法人税法上の恒久的施設に該当)に対して電子書籍の配信(消費者向け電気通信利用役務の提供)を行い収受した電子書籍の販売代金	売上高	<p>得意先の本店がニューヨークにあることから、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等が国外であるため、国内取引に該当せず、不課税取引となる。なお、国外事業者が国内の恒久的施設で国内の資産の譲渡等のために『事業者向け』電気通信利用役務の提供を受ける場合は国</p>	処理なし

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
				内取引となることに注意。(基通 5-7-15 の 3)	
46	発展	<p>当社(IT 事業を営む外国法人である。)の東京支社が、フランスの得意先(パリに本店を有する国外事業者)の国内支店(法人税法上の恒久的施設に該当)に対して、日本国内のみでの商品販売に係る顧客を管理するためのクラウド上のデータベースを使用させるサービス(事業者向け電気通信利用役務の提供)を提供したことにより収受した使用料。</p> <p>(平成29年 税理士試験 類題)</p>	売上高	<p>[第五種事業]</p> <p>国外事業者が国内の恒久的施設で国内において行う資産の譲渡等のために『事業者向け』電気通信利用役務の提供を受ける場合は国内取引に該当するため、課税売上げとなる。なお、外国法人の国内支店は非居住者に該当しないため、免税取引とならないことに注意。(基通 5-7-15 の 3)</p>	課税売上げ
47	発展	<p>当社(IT 事業を営む外国法人である。)の大阪支社が、日本料理の飲食店業を営む内国法人A社のロサンゼルス支店(法人税法上の国外事業所等に該当)に対して、アメリカ合衆国内のみでの飲食店業に係る顧客からの予約を受け付けるためのインターネット上の予約サイトを使用させるサービス(事業者向け電気通信利用役務の提供)を提供したことにより収受した使用料。</p>	売上高	<p>国内事業者が国外事業所等で受ける『事業者向け』電気通信利用役務の提供のうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にのみ要するものについては国外取引となり、不課税取引となる。(基通 5-7-15 の 4)</p>	処理なし
48	発展	<p>国内の得意先A社(国内に本店を有する国内事業者)のロンドン支店(法人税法上の国外事業所等に該当)に対して電子書籍の配信(消費者向け電気通信利用役務の提供)を行い、販売代金を収受した。</p>	売上高	<p>得意先の本店が国内にあることから、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等が国内であるため国内取引に該当し、非居住者に対する役務の提供で国内において直接便益を享受するもの以外のものとして免税売上げとなる。内国法人の国外支店は非居住者に該当することに注意。</p>	免税売上げ

売上高(収入・収益項目)

番号	難易度	問題文	関連勘定科目	解説文	判定
				また、国内事業者が国外事業所等で国内以外の地域において行う資産の譲渡等のために『事業者向け』電気通信利用役務の提供を受ける場合は国外取引となることに注意。(基通5-7-15の4)	
49	応用	<p>国内の消費者に対して音楽のストリーミングサービス(消費者向け電気通信利用役務の提供に該当する)を提供して收受した当該サービスの使用料</p> <p>(平成29年 公認会計士試験 類題)</p>	売上高	<p>[第五種事業]</p> <p>インターネット等を通じて対価を得て行われる音楽のストリーミングサービスの提供は電気通信利用役務の提供に該当するため、役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかにより国内取引の判定を行う。したがって、本問の取引は、国内取引に該当し、サービスの使用料は課税売上げとなる。</p> <p>なお、簡易課税の計算上、音楽のストリーミングサービスの配信は日本標準産業分類の大分類が情報通信業に該当し、第五種事業となる。</p>	課税売上げ
50	応用	<p>国内の事業者に対してインターネットを介してスケジュール管理ソフトを配信し、販売代金を收受した。なお、当該財務管理ソフトの配信は消費者向け電気通信利用役務の提供に該当する。</p>	売上高	<p>[第五種事業]</p> <p>インターネット等を通じて対価を得て行われるスケジュール管理ソフトの配信は電気通信利用役務の提供に該当するため、役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかにより国内取引の判定を行う。したがって、本問の取引は、国内取引に該当し、サービスの使用料は課税売上げとなる。</p> <p>なお、簡易課税の計算上、ソフトの配信は日本標準産業分類の大分類が情報通信業に該当し、第五種事業となる。</p>	課税売上げ